

# 共同募金会に対してなされた寄付金 (共同募金を除く) についての税制上の 取扱いについて

平成9年6月16日  
厚生省社会・援護局長

標記については、国税に関しては昭和45年5月22日社庶第105号、地方税に関しては平成元年8月4日社庶第151号をもってそれぞれ通知しているところであるが、昨年末に発生した特別養護老人ホームの施設整備費補助金等の仕組みを悪用した事件を踏まえ、この制度の運用の更なる適正化を図るため、上記各通知の一部を別添都道府県知事等あて通知のとおり改正することとしたので、貴会におかれても、御了知の上、新たな取扱基準に従い、引き続き適正な審査に努めるとともに、都道府県共同募金会に対し周知徹底を図られたい。

別 添

社援企第104 号  
平成9年6月16日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省社会・援護局長

共同募金会に対してなされた寄付金(共同募金を除く) についての税制上の取扱いについて

標記について、国税に関しては昭和45年5月22日社庶第105号、地方税に関しては平成元年8月4日社庶第151号をもってそれぞれ通知しているところであるが、昨年末に発生した特別養護老人ホームの施設

整備費補助金等の仕組みを悪用した事件を踏まえ、この制度の運用の更なる適正化を図るため、上記各通知の一部を下記の経緯及び趣旨により、別紙のとおり改正することとしたので、各都道府県共同募金会及び関係団体に対する周知徹底を図るとともに、適正な審査が行われるよう各都道府県共同募金会に対し必要な指導を行われたい。

また、各都道府県共同募金会における審査に当たっては各都道府県市の関係部局と十分な連携を図るものとしたので、都道府県共同募金会からの照会等に対しては、文書による証明を行う等可能な限り協力を行われたい。

おって、今回の改正に伴う寄付申込書等の様式等実施細目については、中央共同募金会から各都道府県共同募金会に対し別途連絡する予定であるので念のため申し添える。

記

## 1. 改正の経緯

(1) 社会福祉法人の施設整備等に係る共同募金会を通じた特定寄付金・指定寄付金制度は、社会福祉関係者の長年の要望が実現し、昭和45年度に設けられた制度であり、これまで社会福祉の増進に大きく寄与しているものである。

この制度の運用に当たっては、法人税法等におけるこの制度の本旨にかんがみ、共同募金会において、配分対象事業の内容、緊急度に加えて、税

の不当な軽減をきたす結果となるかどうかを審査してきているところである。

- (2) 今回の事件の再発防止策としては、補助金交付対象施設決定方法の明確化、公共工事に準じた建設工事契約の適正化、幅広い人材の確保による公正な社会福祉法人運営の確保等を講じることとし、すでに必要な通知の発出を行い、可能な限り平成9年度の整備事業から適用することとしたところである。
- (3) 共同募金会における特定寄付金・指定寄付金等の審査についても、(2)の措置を踏まえ、この制度の運用の一層の適正化を図るために、共同募金会における特定寄付金・指定寄付金等の審査について、以下の改善措置を講じることとしたものである。

## 2. 改正の趣旨

今回の改正は、善意の寄付者からの寄付金をもとより排除するものではなく、今回の事件を踏まえ、この制度の悪用を防止するため、共同募金会が社会福祉法人を指導監督している各都道府県市と十分連携した審査のうえ、寄付金の受入れを適正に行おうとするものである。

この制度は社会福祉の増進のために極めて有益な制度であるので、善意の寄付者からの寄付金を不当に制約するような運用がなされないよう、特に留意されたい。

### (1) 「特別の関係」について

これまで寄付者（法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）又はその親族が受配者の給与を受けている役員又は職員であるという関係にある場合、「特別の関係」にあるとし、共同募金会において審査を行ってきたところである。

今回の事件を踏まえ、この制度の悪用を防止するため、法人税法等で定められた「公益の増進に寄与する」という要件との関連で、税の不当な軽減をきたす結果とならないよう、今後は次に掲げるものを「特別の関係」にあるものとした。

ア 寄付者又はその親族が受配者の役員又は職員であるという関係

（注）給与の受給状況は問わない。

イ 寄付者が受配者との間において、建設請負、

物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係

また、上記の関係にある者からの寄付金については、従来審査していた事項に加え、寄付者と受配者との間に上記のイに該当する「特別の関係」がある場合に、共同募金会が次に掲げる要件を充たしていると認めたものを特定寄付金・指定寄付金等として受け入れるものとした。

ア 寄付者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。

イ 寄付者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていること。

ウ 寄付者が受配者たる法人の理事又は評議員である場合は、寄付者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないこと。

### (2) 寄付者及び受配者の名称並びに配分額の公表について

この制度は公益の増進に寄与するため特別に認められたものであり、透明性を向上させる観点から、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄付金について、寄付者及び受配者の名称並びに配分額を共同募金会より公表することとした。

### (3) その他

この制度の透明性を向上させる観点から、寄付者の配分の対象となる経常的経費の具体的内容や配分計画に係る事業の変更、完了報告等に関する手続を取扱基準において明記した。

審査の基準について、実態等に鑑み、現行の「配分の基準」を「受入れの審査基準」に改めた。

共同募金会は、取扱基準に基づく審査を行うに当たっては、都道府県等の関係部局と十分な連携を図るものとした。

別紙

1 「共同募金会に対してなされた社会福祉に関する寄付金についての税制上の取扱いについて（昭和45年5月22日社庶第105号厚生省社会局長通知）」の一部改正

同通知の別紙1「特定寄付金及び指定寄付金取扱基準」を次のように改正する。

第1中「単に」を削り、「経常的経費」（ ）の下に「職員の人件費、研修費及び入所者の処遇費その他社会福祉事業又は更生保護事業に係る相談、助成等の経費をいい、」を加え、「あって」を「あって」に改める。

第2 - 1中「わたって」を「わたって」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2 - 2中（3）を削り、（2）中「指定している寄付金」の下に「（以下「受配者指定寄付金」という。）」を加え、「所定の様式による」を削り、（2）を（3）とし、（1）中「所定の様式による」及び「当該」を削り、（1）を（2）とし、（1）として次のように加える。

（1）共同募金会は、寄付金を受け入れるときは、寄付者から寄付申込書の提出を求めるものとする。

第2 - 2の次に次のとおり加える。

3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準

（1）受配者指定寄付金は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。

社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であって、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものであること。

当該寄付者について、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。

（2）この基準において、「特別の関係」とは、寄付者と受配者の間の次に掲げる関係をいう。

寄付者（法人である場合はその役員をいう。）又はその親族が受配者の役員又は職員

であるという関係（ に該当する場合を除く。）

（ 寄付者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係

（3）受配者指定寄付金について、寄付者と特別の関係にある者を受配者とする場合は、次のいずれかに該当するもの（寄付者と受配者の間に（2）の の特別の関係がある場合は、 に限る。）を除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。

当該寄付者の寄付金の額の二分の一を超える金額が当該寄付者と特別の関係にある者以外の者に配分されるもの

受配者と特別の関係にある各寄付者の寄付金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の二分の一に満たないもの

又は に該当しない場合であって、共同募金会が次に掲げる要件を充たしているものと認めたもの

ア 寄付者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配施設の利用状況が適正であること。

イ 寄付者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。

ウ 寄付者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていること。

エ 寄付者と受配者との間に（2）の の特別の関係があり、かつ、寄付者が受配者た

る法人の理事又は評議員である場合は、寄付者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないこと。

第三の柱書を削る。

第三 - 1中「共同募金会は、」の下に「受配着から寄付金配分申請書の提出を受けて」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三 - 2を次のように改める。

- 2 受配者を指定していない寄付金の配分計画の決定については、「第二-3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の例により、取り扱うものとする。

第三 - 3を削る。

第四を削り、第三の次に次のように加える。

#### 第四 配分計画に係る事業の変更、完了報告等

##### 1 事業の変更

- (1) 受配者は、配分計画の決定後に、当該配分計画に係る事業（以下「配分事業」という。）の内容に変更が生じた場合には、配分変更申請書を共同募金会に提出するものとする。
- (2) 共同募金会は、受配者から配分変更申請書の提出を受け、「第二-3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の例により審査し、適合していると認めるときは、当該事業内容の変更を決定するものとする。

##### 2 完了報告

受配者は、配分事業が完了した場合には、完了報告書を共同募金会に提出するものとする。

##### 3 寄付金の返還等

共同募金会は、受配者指定寄付金について、

あらかじめ寄付者及び受配着から、次に該当する場合は当該寄付金を寄付者に返還することを内容とする寄付金返還承諾書の提出を受け、それに従い、当該寄付金を寄付者に返還するものとする。ただし、当該寄付金の全部又は一部を他の受配者に配分することについて当該寄付者の同意を得た場合は、この限りでない。

受配着から寄付金配分申請書の提出がない場合又は「1 事業の変更」により寄付金の全部又は一部の返還があった場合

寄付金の受入れの後に生じた事業の変更等により、「第二 - 3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の(1)の基準その他本基準に違反することとなり、共同募金会が寄付金の変化が適当と認めた場合

#### 第五 都道府県等との連携

共同募金会は、本基準に基づく審査を行うに当たっては、都道府県等の関係部局と十分な連携を図るものとする。

#### 第六 結果の報告及び公表

- 1 中央共同募金会は、毎会計年度終了後二月以内に共同募金会の実績を取りまとめ厚生省を経由して大蔵省に報告するものとする。
- 2 共同募金会は、1の報告後速やかに、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄付金について、寄付者及び受配者の名称並びに配分額を公表するものとする。

2 「住所地の都道府県共同募金会に対して行った寄附金についての個人住民税の取扱いについて（平成元年8月4日社庶第151号厚生省社会局長通知）」の一部改正

同通知の別添2「共同募金以外の寄附金取扱基準」を次のように改正する。

第一中「経常的経費」の下に「職員の人件費、研修費及び入所者の処遇費その他社会福祉事業又は更生保護事業に係る相談、助成等の経費をい、」を加える。

第二の標題を次のように改める。

第二 寄付金の受入れ

第二中（1）の前に次の標題を加える。

1 受入れの決定

第二 - 1中（3）を削り、（2）「指定している寄附金」の下に「（以下「受配者指定寄附金」という。）」を加え、（2）を（3）とし、（1）を（2）とし、（1）として次のように加える。

（1）共同募金会は、寄附金を受け入れるときは、寄附者から寄附申込書の提出を求めるものとする。

第二 - 1の次に次のように加える

2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準

（1）受配者指定寄附金は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。

社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であって、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものであること。

当該寄附者について、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。

（2）この基準において「特別の関係」とは、寄附者と受配者との間の次に掲げる関係をいう。

寄附者又はその親族が受配者の役員又は職員であるという関係（ に該当する場合

を除く。）

寄附者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係

（3）受配者指定寄附金について、寄附者と特別の関係にある者を受配者とする場合は、次のいずれかに該当するもの（寄附者と受配者との間に（2）の特別の関係がある場合は、に限る。）を除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。

当該寄附者の寄附金の額の二分の一を超える金額が当該寄附者と特別の関係にある者以外の者に配分されるもの

受配者と特別の関係にある各寄附者の寄附金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の二分の一に満たないもの

又は に該当しない場合であって、共同募金会が次に掲げる要件を充たしていると認めたもの

ア 寄附者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配施設の利用状況が適正であること。

イ 寄附者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。

ウ 寄附者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていること。

エ 寄附者と受配者との間に（2）の特別の関係があり、かつ、寄附者が受配者たる法人の理事又は評議員である場合は、寄附者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わってい

ないこと。

第三の柱書を削る。

第三 - 1中「共同募金会は、」の下に「受配着から寄附金配分申請書の提出を受けて」を加える

第三 - 2を次のように改める。

2 受配者を指定していない寄附金の配分計画の決定については、「第二 - 2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準」の例により、取り扱うものとする。

第三 - 3を削り、第三の次に次のように加える。

#### 第四 配分計画に係る事業の変更、完了報告等

##### 1 事業の変更

(1) 受配者は、配分計画の決定後に、当該配分計画に係る事業（以下「配分事業」という。）の内容に変更が生じた場合には、配分変更申請書を共同募金会に提出するものとする。

(2) 共同募金会は、受配者から配分変更申請書の提出を受け、「第二 - 2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準」の例により審査し、適合していると認めるときは、当該事業内容の変更を決定するものとする。

##### 2 完了報告

受配者は、配分事業が完了した場合には、完了報告書を共同募金会に提出するものとする。

##### 3 寄附金の返還等

共同募金会は、受配者指定寄附金について、あらかじめ寄附者及び受配者から、次に該当する場合は当該寄附金を寄附者に返還することを内容とする寄附金返還承諾書の提出を受け、それに従い、当該寄附金を寄附者に返還するものとする。ただし、当該寄附金の全部又は一部を他の受配者に配分することについて当該寄附者の同意を得た場合は、この限り

でない。

受配着から寄附金配分申請書の提出がない場合又は「1 事業の変更」により寄附金の全部又は一部の返還があった場合

寄附金の受入れの後に生じた事情の変更等により、「第二 - 2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準」の(1)の基準その他本基準に違反することとなり、共同募金会が寄附金の返還が適当と認めた場合

#### 第五 都道府県等との連携

共同募金会は、本基準に基づく審査を行うに当たっては、都道府県等の関係部局と十分な連携を図るものとする。

#### 第六 結果の報告及び公表

1 中央共同募金会は、毎会計年度終了後二月以内に共同募金会の実績を取りまとめ厚生省を経由して自治省に報告するものとする。

2 共同募金会は、1の報告後速やかに、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄附金について、寄附者及び受配者の名称並びに配分額を公表するものとする。ただし、昭和45年社庶第105号通知「共同募金会に対してなされた社会福祉に関する寄付金についての税制上の取扱いについて」の別紙「特定寄付金及び指定寄附金取扱基準」の第六 - 2に基づき当該事項が公表された場合は、本項に基づき公表したものとみなす。

「共同募金会に対してなされた社会福祉に関する寄付金についての税制上の取扱いについて」

(昭和45年5月22日社庶第105号厚生省社会局長通知)

別紙1 「特定寄付金及び指定寄付金取扱基準」新旧対照表

| 現 行  | 改 正 (案)   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">特定寄付金及び指定寄付金取扱基準</p> <p>第一 対象<br/>                     社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用（融資により、すでに取得し、又は改良した土地、建物及び機械その他の設備に係る償還に要する費用を含む。以下単に「社会福祉施設整備費」という。）これらの事業に係る経常的経費（以下単に「経常的経費」という。）又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金（以下単に「基金造成費」という。）に充てるため、中央共同募金会又は都道府県共同募金会（以下「共同募金会」という。）に対して支出される寄付金であつて、寄付者が所得税法の特定寄付金又は法人税法の指定寄付金として取り扱われることを希望するものを対象とする。</p> <p>第二 寄付金の受入れ<br/>                     1 取扱機関<br/>                     一都道府県内で配分されることを目的として寄付される寄付金については当該都道府県共同募金会が、二以上の都道府県にわたって配分されること又は全国的視野から受配者が選定されることを目的として寄付される寄付金については中央共同募金会が、寄付金の受入れ及び配分を行なうものとする。</p> <p>2 受入れの決定<br/>                     (1) 共同募金会は、受配者を指定していない寄付金については、直ちに受け入れるものとし、<u>所定の様式による領収書を当該寄付者に交付するものとする。</u><br/>                     (2) 共同募金会は、受配者を指定している寄付金については、当該寄付金が所得税法の特定寄付金又は法人税法の指定寄付金として指定される趣旨に適合しているものであるかどうかを審査し、適合しているものについて受け入れるものとし、受け入れたときは、<u>所定の様式による領収書を交付するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">特定寄付金及び指定寄付金取扱基準</p> <p>第一 対象<br/>                     社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用（融資により、すでに取得し、又は改良した土地、建物及び機械その他の設備に係る償還に要する費用を含む。以下「社会福祉施設整備費」という。）、これらの事業に係る経常的経費（<u>職員の人件費、研修費及び入所者の処遇費その他社会福祉事業又は更生保護事業に係る相談、助成等の経費をいい、</u>以下「経常的経費」という。）又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金（以下「基金造成費」という。）に充てるため、中央共同募金会又は都道府県共同募金会（以下「共同募金会」という。）に対して支出される寄付金であつて、寄付者が所得税法の特定寄付金又は法人税法の指定寄付金として取り扱われることを希望するものを対象とする。</p> <p>第二 寄付金の受入れ<br/>                     1 取扱機関<br/>                     一都道府県内で配分されることを目的として寄付される寄付金については当該都道府県共同募金会が、二以上の都道府県にわたって配分されること又は全国的視野から受配者が選定されることを目的として寄付される寄付金については中央共同募金会が、寄付金の受入れ及び配分を行<u>う</u>ものとする。</p> <p>2 受入れの決定<br/>                     (1) 共同募金会は、寄付金を受け入れるときは、<u>寄付者から寄付申込書の提出を求めるものとする。</u><br/>                     (2) 共同募金会は、受配者を指定していない寄付金については、直ちに受け入れるものとし、領収書を寄付者に交付するものとする。<br/>                     (3) 共同募金会は、受配者を指定している寄付金（以下「<u>受配者指定寄付金</u>」という。）については、当該寄付金が所得税法の特定寄付金又は法人税法の指定寄付金として指定される趣旨に適合しているものであるかどうかを審査し、適合しているものについて受け入れるものとし、受け入れたときは、領収書を交付するものとする。</p> |

| 現 行   | 改 正 (案)   |
|---|---|
| <p>(3) <u>前項の寄付金の受入れの決定については、第一項の受配者を指定していない寄付金についての「第三 寄付金の配分」の例により、取り扱うものとする。</u></p> | <p>3 <u>受配者指定寄付金の受入れの審査基準</u></p> <p>(1) <u>配分計画は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。</u></p> <p>① <u>社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であって、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものであること。</u></p> <p>② <u>当該寄付者について、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。</u></p> <p>(2) <u>この基準において、「特別の関係」とは、寄付者と受配者との間の次に掲げる関係をいう。</u></p> <p>① <u>寄付者(法人である場合にはその役員をいう。)又はその親族が受配者の役員又は職員であるという関係(②に該当する場合を除く。)</u></p> <p>② <u>寄付者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係</u></p> <p>(3) <u>受配者指定寄付金について、寄付者と特別の関係にある者を受配者とする場合は、次のいずれかに該当するもの(寄付者と受配者との間に②の②の特別の関係がある場合は、③に限る。)を除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。</u></p> <p>① <u>当該寄付者の寄付金の額の二分の一を超える金額が当該寄付者と特別の関係にあるもの以外の者に配分されるもの</u></p> <p>② <u>受配者と特別の関係にある各寄付者の寄付金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の二分の一に満たないもの</u></p> <p>③ ①又は②に該当しない場合であって、共同募金会が次に掲げる要件を充たしていると認められたもの</p> <p>ア <u>寄付者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配施設の利用状況が適正であること。</u></p> <p>イ <u>寄付者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業に準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。</u></p> <p>ウ <u>寄付者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、</u></p> |



| 現 行   | 改 正（案）   |
|---|--|
| <p>第三 寄付金の配分</p> <p><u>受配者を指定していない寄付金についての配分については次によるものとする。</u></p> <p>1 共同募金会は、配分計画を決定し、これに基づいて配分を行なうものとする。</p> <p>2 配分の基準</p> <p><u>配分計画は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。</u></p> <p>ア <u>社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であつて、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものに配分するものであること。</u></p> <p>イ <u>当該寄付者について、税の不当な軽減をきたす結果となる配分でないこと。</u></p> <p>3 配分計画の審査</p> <p>(1) 審査の基準</p> <p><u>寄付者と特別の関係にある者を受配者とする配分を含む配分計画は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。</u></p> <p>ア <u>当該寄付者の寄付金の額の2分の1をこえる金額が当該寄付者と特別の関係のある者以外の者に配分されるもの</u></p> <p>イ <u>受配者と特別の関係にある各寄付者の寄付金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の2分の1に満たないもの</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに該当しない場合であつて、寄付者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配施設の利用状況からみて税の不当軽減をきたす結果とならないと共同募金会が認めたもの</u></p> <p>(2) <u>この基準において「特別の関係」とは、寄付者（法人である場合にはその役員をいう。）又</u></p> | <p><u>市場価格調査等により適正に行われていること。</u></p> <p>エ <u>寄付者と受配者との間に(2)の②の特別の関係があり、かつ、寄付者が受配者たる法人の理事又は評議員である場合は、寄付者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないこと。</u></p> <p>第三 寄付金の配分</p> <p>1 共同募金会は、<u>受配者から寄付金配分申請書の提出を受けて配分計画を決定し、これに基づいて配分を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>受配者を指定していない寄付金の配分計画の決定については、「第二-3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の例により、取り扱うものとする。</u></p> |

| 現 行   | 改 正 (案)  |
|---|--|
| <p><u>はその親族が受配者の給与を受けている役員又は職員であるという関係をいう。</u></p> <p>第四 結果の報告<br/>中央共同募金会は、毎会計年度終了後二月以内に共同募金会の実績を取りまとめ厚生省を経由して大蔵省に報告するものとする。</p> | <p>第四 配分計画に係る事業の変更、完了報告等</p> <p>1 事業の変更<br/>(1) <u>受配者は、配分計画の決定後に、当該配分計画に係る事業（以下「配分事業」という。）の内容に変更が生じた場合には、配分変更申請書を共同募金会に提出するものとする。</u><br/>(2) <u>共同募金会は、受配者から配分変更申請書の提出を受け、「第二-3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の例により審査し、適合していると認めるときは、当該事業内容の変更を決定するものとする。</u></p> <p>2 完了報告<br/>受配者は、配分事業が完了した場合には、完了報告書を共同募金会に提出するものとする。</p> <p>3 寄付金の返還等<br/>共同募金会は、受配者指定寄付金について、あらかじめ寄付者及び受配者から、次に該当する場合は当該寄付金を寄付者に返還することを内容とする寄付金返還承諾書の提出を受け、それに従い、当該寄付金を寄付者に返還するものとする。ただし、当該寄付金の全部又は一部を他の受配者に配分することについて当該寄付者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>① <u>受配者から寄付金配分申請書の提出がない場合又は「1 事業の変更」により寄付金の全部又は一部の返還があった場合</u><br/>② <u>寄付金の受入れの後に生じた事業の変更等により、「第二-3 受配者指定寄付金の受入れの審査基準」の(1)の基準その他本基準に違反することとなり、共同募金会が寄付金の返還が適当と認めた場合</u></p> <p>第五 都道府県等との連携<br/>共同募金会は、本基準に基づく審査を行うに当たっては、都道府県等の関係部局と十分な連携を図るものとする。</p> <p>第六 結果の報告及び公表<br/>1 中央共同募金会は、毎会計年度終了後二月以内に共同募金会の実績を取りまとめ厚生省を経由して大蔵省に報告するものとする。<br/>2 共同募金会は、1の報告後速やかに、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄付金について、寄付者及び受配者の名称並びに配分額を公表するものとする。</p> |

「住所地の都道府県共同募金会に対して行った寄附金についての個人住民税の取扱いについて」

（平成元年8月4日社庶第151号厚生省社会局長通知）

別添2「共同募金以外の寄附金取扱基準」新旧対照表

| 現 行  | 改 正（案）  |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">共同募金以外の寄附金取扱基準</p> <p>第一 対象<br/>           社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用（融資により、すでに取得し、又は改良した土地、建物及び機械その他の設備に係る償還に要する費用を含む。以下「社会福祉施設整備費」という。）、これらの事業に係る経常的経費（以下「経常的経費」という。）又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金（以下「基金造成費」という。）に充てるため、都道府県共同募金会（以下「共同募金会」という。）に対して当該共同募金会の区域内に住所を有する個人から支出される寄附金であつて、寄附者が住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金として取り扱われることを希望するものを対象とする。</p> <p>第二 寄附金の受入れの決定</p> <p>(1) 共同募金会は、受配者を指定していない寄附金については、直ちに受け入れるものとする。</p> <p>(2) 共同募金会は、受配者を指定している寄附金については、当該寄附金が住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金として取り扱う趣旨に適合しているものであるかどうかを審査し、適合しているものについて受け入れるものとする。</p> <p>(3) (2)の寄附金の受入れの決定については、(1)の受配者を指定していない寄附金についての「第三 寄附金の配分」の例により、取り扱うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">共同募金以外の寄附金取扱基準</p> <p>第一 対象<br/>           社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用（融資により、すでに取得し、又は改良した土地、建物及び機械その他の設備に係る償還に要する費用を含む。以下「社会福祉施設整備費」という。）、これらの事業に係る経常的経費（<u>職員の人件費、研修費及び入所者の処遇費その他社会福祉事業又は更生保護事業に係る相談、助成等の経費をいい、</u>以下「経常的経費」という。）又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金（以下「基金造成費」という。）に充てるため、都道府県共同募金会（以下「共同募金会」という。）に対して当該共同募金会の区域内に住所を有する個人から支出される寄附金であつて、寄附者が住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金として取り扱われることを希望するものを対象とする。</p> <p>第二 寄附金の受入れ</p> <p>1 受入れの決定</p> <p>(1) 共同募金会は、寄附金を受け入れるときは、寄附者から寄附申込書の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) 共同募金会は、受配者を指定していない寄附金については、直ちに受け入れるものとする。</p> <p>(3) 共同募金会は、受配者を指定している寄附金（以下「<u>受配者指定寄附金</u>」という。）については、当該寄附金が住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金として取り扱う趣旨に適合しているものであるかどうかを審査し、適合しているものについて受け入れるものとする。</p> <p>2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準</p> <p>(1) 受配者指定寄附金は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。</p> <p>① <u>社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であつて、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものであること。</u></p> |

| 現 行 | 改 正 (案)  |
|-----|--|
|     | <p>② <u>当該寄附者について、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。</u></p> <p>(2) <u>この基準において、「特別の関係」とは、寄附者と受配者との間の次に掲げる関係をいう。</u></p> <p>① <u>寄附者又はその親族が受配者の役員又は職員であるという関係(②に該当する場合を除く。)</u></p> <p>② <u>寄附者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係</u></p> <p>(3) <u>受配者指定寄附金について、寄附者と特別の関係にある者を受配者とする場合は、次のいずれかに該当するもの(寄附者と受配者との間に(2)の②の特別の関係がある場合は、③に限る。)</u><br/> <u>を除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。</u></p> <p>① <u>当該寄附者の寄附金の額の二分の一を超える金額が当該寄附者と特別の関係にあるもの以外の者に配分されるもの</u></p> <p>② <u>受配者と特別の関係にある各寄附者の寄附金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の二分の一に満たないもの</u></p> <p>③ <u>①又は②に該当しない場合であって、共同募金会が次に掲げる要件を充たしていると認めたもの</u></p> <p>ア <u>寄附者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配施設の利用状況が適正であること。</u></p> <p>イ <u>寄附者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業に準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。</u></p> <p>ウ <u>寄附者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていること。</u></p> <p>エ <u>寄附者と受配者との間に(2)の②の特別の関係があり、かつ、寄附者が受配者たる法人の理事又は評議員である場合は、寄附者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないこと。</u></p> |

| 現 行  | 改 正（案）   |
|--|--|
| <p>第三 寄附金の配分</p> <p><u>受配者を指定していない寄附金についての配分については次によるものとする。</u></p> <p>1 共同募金会は、<u>配分計画を決定し、これに基づいて配分を行うものとする。</u></p> <p>2 配分の基準</p> <p><u>配分計画は、次の基準に適合するものでなければならないものとする。</u></p> <p>ア <u>社会福祉施設整備費、経常的経費又は基金造成費であって、社会福祉の増進に著しく寄与するとともに緊急に必要とされるものに配分するものであること。</u></p> <p>イ <u>当該寄附者について、税の不当な軽減をきたす結果となる配分でないこと。</u></p> <p>3 配分計画の審査</p> <p>(1) 審査の基準</p> <p><u>寄附者と特別の関係にある者を受配者とする配分を含む配分計画は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、税の不当軽減をきたす結果となるものとみなす。</u></p> <p>ア <u>当該寄附者の寄附金の額の二分の一を超える金額が当該寄附者と特別の関係のある者以外の者に配分されるもの</u></p> <p>イ <u>受配者と特別の関係にある各寄附者の寄附金の額がそれぞれ当該受配者に対する総配分額の二分の一に満たないもの</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに該当しない場合であって、寄附者と特別の関係にある者の受配者からの報酬の受給状況及び受配者施設の利用状況からみて税の不当軽減をきたす結果とならないと共同募金会が認めたもの</u></p> <p>(2) <u>この基準において「特別の関係」とは、寄附者（法人である場合にはその役員をいう。）又はその親族が受配者の給与を受けている役員又は職員であるという関係をいう。</u></p> | <p>第三 寄附金の配分</p> <p>1 共同募金会は、<u>受配者から寄附金配分申請書の提出を受けて配分計画を決定し、これに基づいて配分を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>受配者を指定していない寄附金の配分計画の決定については、「第二-2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準」の例により、取り扱うものとする。</u></p> <p>第四 配分計画に係る事業の変更、完了報告等</p> <p>1 事業の変更</p> <p>(1) <u>受配者は、配分計画の決定後に、当該配分計画に係る事業（以下「配分事業」という。）の内容に変更が生じた場合には、配分変更申請書を共同募金会に提出するものとする。</u></p> |

| 現 行 | 改 正 (案)   |
|-----|---|
|     | <p>(2) <u>共同募金会は、受配者から配分変更申請書の提出を受け、「第二-2 受配者指定寄附金の受入れの審査基準」の例により審査し、適合していると認めるときは、当該事業内容の変更を決定するものとする。</u></p> <p>2 <u>完了報告</u><br/> <u>受配者は、配分事業が完了した場合には、完了報告書を共同募金会に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>寄附金の返還等</u><br/> <u>共同募金会は、受配者指定寄附金について、あらかじめ寄附者及び受配者から、次に該当する場合は当該寄附金を寄附者に返還することを内容とする寄附金返還承諾書の提出を受け、それに従い、当該寄附金を寄附者に返還するものとする。ただし、当該寄附金の全部又は一部を他の受配者に配分することについて当該寄附者の同意を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>① <u>受配者から寄附金配分申請書の提出がない場合又は「1 事業の変更」により寄附金の全部又は一部の返還があった場合</u></p> <p>② <u>寄附金の受入れの後に生じた事業の変更等により、「第二-2 受配者指定寄附金の審査基準」の(1)の基準その他本基準に違反することとなり、共同募金会が寄附金の返還が適当と認めた場合</u></p> <p><u>第五 都道府県等との連携</u><br/> <u>共同募金会は、本基準に基づく審査を行うに当たっては、都道府県等の関係部局と十分な連携を図るものとする。</u></p> <p><u>第六 結果の報告及び公表</u></p> <p>1 <u>中央共同募金会は、毎会計年度終了後二月以内に共同募金会の実績を取りまとめ厚生省を経由して自治省に報告するものとする。</u></p> <p>2 <u>共同募金会は、1の報告後速やかに、当該会計年度における受配者ごとの配分額が3,000万円を超える寄附金について、寄附者及び受配者の名称並びに配分額を公表するものとする。ただし、昭和45年社庶第105号通知「共同募金会に対してなされた社会福祉に関する寄附金についての税制上の取扱いについて」の別紙「特定寄附金及び指定寄附金取扱基準」の第六-2に基づき当該事項が公表された場合には、本項に基づき公表したものとみなす。</u></p> |